

香川県観光・宿泊施設等感染症拡大防止対策支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 香川県観光・宿泊施設等感染症拡大防止対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、県内の法人又は個人事業者が、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける中、本県を訪れる旅行者の安心安全を確保するため、感染症の拡大防止に資する取組みに要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、もって本県を周遊する旅行者の回復及び滞在の促進による県経済の活性化を図ることを目的とする。

なお、補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、法人又は個人事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- （1） 地方公共団体
- （2） 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- （3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13条に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者
- （4） 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（補助事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法人又は個人事業者が営む次の各号のいずれかに該当する施設において、令和2年4月7日から令和2年12月31日までの間で実施する、感染症の拡大防止に資する事業とする。ただし、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額が、1万円（税抜）以上でなければならない。

- （1） 次のいずれかに該当する観光施設等
 - （ア） 県内の観光施設
 - （イ） 県内の観光施設の近隣において、旅行者に対し主に土産品の販売を行う施設
 - （ウ） 県内の観光案内所

- (2) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた県内の宿泊施設。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設は除く。

- (3) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定により、観光庁長官の登録（香川県に本社を有する事業者に限る。）若しくは香川県知事の登録を受けた旅行者又は旅行者代理業者の県内の営業所

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、補助事業を実施するために必要な経費とし、その範囲は別表 1 のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

（補助金額）

第 6 条 補助金額は、補助対象経費の 4 分の 3 以内とし、香川県の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、補助金額の上限は、別表 2 に記載している区分ごとに定めるものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第 7 条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式 1）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付等の決定）

第 8 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式 2）により通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式 3）により通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

- 3 知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条の規定に基づく緊急事態宣言の発令日（令和 2 年 4 月 7 日）以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(暴力団排除)

第9条 規則第5条の2の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者
- (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当する者

2 知事は、必要に応じ、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを香川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報香川県警察本部長に提供するときは、香川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の合計額の20%以内の増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、第1項第1号又は第2号の変更を承認する場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、第1項第3号の中止又は廃止を承認する場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(契約等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、前項の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く）に当たり、県又は国から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して県又は国からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

4 前 3 項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 13 条 補助事業者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第 17 条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金

の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、その場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第60条第3項の規定に基づき、会計管理者が支払書を作成し、取引店に送付した時点で生ずるものとする。

（遅延の報告）

- 第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助金遅延等報告書（様式5）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

- 第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに補助金状況報告書（様式6）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第16条 規則第13条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年1月15日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式7）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1） 補助事業報告書
- （2） 支出証拠書類
- （3） その他知事が必要と認める書類

（額の確定の通知）

- 第17条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式8）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第18条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定し、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（様式9）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 19 条 知事は、第 11 条第 1 項第 3 号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式 10）を整え、補助事業完了後も、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 取得財産等のうち、知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

3 規則第 22 条第 2 項ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。

4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助金取得財産等の処分承認申請書（様式 11）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(産業財産権等に関する報告)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に申請若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した補助金産業財産権等取得等届出書（様式 12）を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第 22 条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができる。

(情報管理及び機密保持)

第 23 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の機密情報（事実関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(書類の整備)

第 24 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

(細目)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 2 年 10 月 27 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

【補助対象経費】

補助対象経費の区分	主な内容
衛生消耗品購入費	マスク、手袋、消毒液、ゴーグル、フェイスシールド、施設内用の使い捨てスリッパ、床に間隔を示すテープ等の衛生消耗品を購入する経費
備品・機器導入費	パーテーション（仕切り板）、体温計、ビニールシート・カーテン、自動手指消毒器、サーモグラフィ等の備品・機器を導入する経費
施設設備の設置・改良費	換気設備、蛇口の自動水洗化、自動開閉機能付き便座、人感センサー付き照明器具等の施設設備の設置・改良に要する経費
従業員研修費	従業員用の感染症の拡大防止に関する教材を購入するなど研修に要する経費
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

別表 2（第 6 条関係）

【補助上限額】

補助対象施設の区分	補助上限額
第 4 条第 1 号に該当する観光施設等	1 施設あたり 75,000 円
第 4 条第 2 号のうち、「旅館・ホテル営業」を営む宿泊施設	
第 4 条第 2 号のうち、「簡易宿所営業」を営む宿泊施設	1 施設あたり 37,500 円
第 4 条第 3 号に該当する旅行者等々の県内の営業所	1 事業者あたり 37,500 円